

# 歯科臨床研究会

## 口腔内スキャナー(IOS)による

### デジタル歯科の現状と未来

#### 歯科教育のデジタル化の現状

歯科研究部は2月5日、歯科臨床研究会「口腔内スキャナー(IOS)によるデジタル歯科の現状と未来」を協会の会議室とWEB併用で開催。講師は神奈川歯科大学口腔デジタルサイエンス学分野 主任教授・星憲幸氏が務め、15名が参加した。

医療のデジタル化が推進される中、歯科領域において最も注目されているのが、CAD/CAMテクノロジーを中心としたデジタル

臨床応用の実際  
臨床面では、IOSの特徴を従来法と比較検討した。IOSは単なる印象採得のツールではなく、幅広い用途で活用できる革新的な機器であり、患者と歯科医療提供者の双方に高い満足度をもたらすこととを、ご参加の先生方とともに確認させていただきました。また、IOSの導入により、コスト面、時間効率、人員配置のすべての面で多くの利点があることを



講師の星氏

果を最大化するために、デジタル技術をどのように教育現場で活用しているかを紹介します。また、私立歯科大学として全国で2校目となる文部科学省認定AI教育プログラム認定校としての取り組みについてもご紹介いたしました。

#### 今後の展望

最後に、3Dプリント義歯の最新動向とともに、デジタル技術がもたらす歯科医療の未来像についてお話しさせていただきました。

#### 歯学部教育への展開

次に、神奈川歯科大学におけるAI/DXを活用した歯学部教育について、実際の利用状況や学生の反応など、具体的な取り組みをご紹介します。ご参加いただいた先生方、そして運営に携わられた皆様に深く感謝申し上げます。

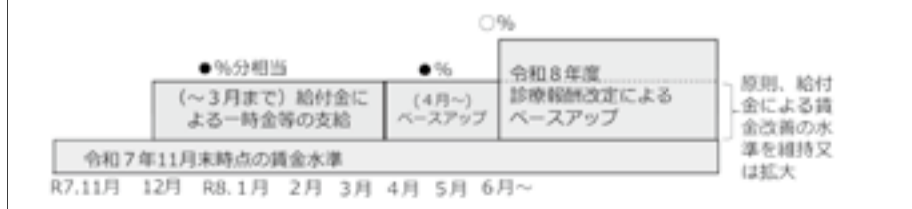
## 病院賃上げ支援金 診療所等賃上支援金

無床診最大15万円

### 4カ月分の一時金支給(12~3月の賃金改善)は3月中に

- 先日始まった、病院や診療所向けの「賃上支援金」は令和7年12月~令和8年5月までの6カ月間の賃金改善に充当する支援金です。  
例：無床診療所1施設あたり最大15万円
- さらに、令和8年6月1日以降もこのベースアップの水準を維持・拡大することが原則となります。
- 賃金改善の方法は2通り(以下のいずれか)です。
  - ① 令和7年12月~令和8年5月までの間のベースアップを実施する。
  - ② 直ちにベースアップ困難な場合は、令和7年12月~令和8年3月の4カ月分の一時金(または特別手当)を3月までに支給し、4月~5月についてはベースアップを実施する(下図参照)。

図：一時金(特別手当)とベースアップを組み合わせる賃金改善を行うイメージ



□ 県の次回申請受付は4月中旬~5月中旬となります(県から個別に案内予定)。

(お問合せ)

診療所：神奈川県医療整備・人材課  
TEL 045-285-0731(平日9:00~17:00)

病院：厚生労働省コールセンター  
TEL 03-6745-8288  
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)



神奈川県



厚労省



リーフレット

最新情報は各QRコードよりご確認ください。

## 主張

### 春の会員増加推進月間を迎えて

#### 協会事業のご活用を

協会では2月から4月を「春の会員増加推進月間」と位置付けている。年度の会員増加目標を設定し、達成に向けて新設点検研究会はじめ各種研究会・相談事業を中心とした協会の魅力を、まだ協会に入られていない先生方にお伝えしていく。さて、この間の協会の

低診療報酬政策、新規開業数減少等の要因から会員増加率は鈍化傾向となり厳しい状況だ。一方、今年6月施行の今次診療報酬改定は物価

高・原材料費やエネルギー価格高騰対策を謳った改定とされているものの、改定率は全体(ネット)で2.22%にとどまっている。14年振りの全体(ネット)プラスになる

窮地から脱するためには、より大幅なプラス改定・医療費総枠拡大が不可欠である。それが全医療機関経営の安定につながる、ひいては協会会員増に繋がると考えてい

る。引き続き協会として医療費総枠拡大を求め、運動を行っていく所存だ。また、改定内容について医科は再診料、歯科は初・再診料が引き上がる

料などの管理料が今次改定で別途算定できるようになることなどだ。歯科ではCAD/CAMインレーの算定要件の一つであった「咬合支持要件」の撤廃や歯周病安定期治療と歯周病重症化予防治療が統合されるなど、複雑な改定になりそうだ。

これら改定の詳細については、今後開催予定の新設点検研究会(県内複数会場開催)で詳細を解説する。当会の新設点検研究会では改定ごとに保団連・協会が独自製作したテキストを用いており、「非

#### 確定申告講習会

### 適切な税務処理と着実な手続きを期限内に

税対経営部は青色申告者向けに令和7年度確定申告対策の講習会を2回にわたり協会会議室・WEB併用で開催した。第1回(1月29日)は決算書作成上の留意点を、第2回(2月5日)は確定申告書の作成について解説。今年度より講師を一新し、税理士の渡邊由美子氏・古閑千枝氏が担当し、全体で11名が参加した。



渡邊氏



古閑氏

第1回では渡邊氏が「期中に取得した減価償却資産は事業供用日(購入日ではなく使い始めた日)から減価償却が可能。初年度は1年分計上ではない」と指摘した。トピックスで▽電子帳簿保存法、▽中小企業投資促進税制、▽基礎控除の変更一などにふれた。

第2回では、古閑氏が前半で所得税と控除を概説。不動産所得がある場合は専用の決算書で先に計算することを強調した。また、令和7年から新設された「特定親族特別控除(19歳以上23歳未満で年間所得123万円以下であれば一定の控除が受けられる)」や基礎控除の見直し(令和7・8年の特例加算と9年以降の変更)などを取り上げた。後半では第1回で作成した青色申告決算書をもとに確定申告書を実際に作成。その際、確定申告書別表2における「特例適用条文等」欄に「措法26」の文言記載と、事業税「非課税所得など」の欄に保険診療の金額記載漏れがないように注意を促した。また確定申告は単に納税のためだけでなく、医院経営の判断材料としてデータを有効活用してほしい、とした。

## 活動報告

quick reports